

# 入札説明書

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センターで使用する電気の入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書、仕様書等に質問がある場合は、下記5の(4)により説明を求めることができます。

ただし、入札後に入札説明書、仕様書等についての不知又は不明を理由として異義を申し立てることはできません。

1 公告日 平成30年11月1日(木)

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

奈良県西和医療センターで使用する電気

(2) 入札物件の数量

予定使用電力量 約4,745,933kWh

詳細については、別紙仕様書のとおりです。

(3) 予定価格

金80,563,620円(消費税及び地方消費税相当額(計8%)を含む。)

(4) 調達場所

奈良県生駒郡三郷町三室1-14-16

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県西和医療センター

(5) 供給期間

平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(6)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日時時点で、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 公告日時時点で、奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目[J2電気]で登録をしている者であること。
- (4) 公告日時時点で、電気事業法(昭和39年法律第170条)第2条の2の規定に基づき小売電気業の登録を受けている者であること。
- (5) 官公庁、官公庁に準ずる施設(独立行政法人及び公営企業等)、病院(公立及び独立行政法人)または公立学校において、過去3年以内に2箇所程度以上電気の供給実績があること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

#### 4 競争入札に参加する者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記提出書類各1部を平成30年12月5日(水)までに5の(1)に持参または郵送しなければなりません。

なお、入札の前日までの間において、当センターから提出書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければなりません。

作成および提出にかかる費用については、入札参加希望者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

##### (ア) 提出書類一覧

①	競争入札参加資格確認申請書兼誓約書(様式1)
②	契約履行実績証明書(様式2)
③	公告日までに小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
④	電気の供給実績および供給可能量が確認できる書類

##### ① 調達物品の「競争入札参加確認申請書兼誓約書」について(様式1)

この入札に参加される事業者は「競争入札参加確認申請書兼誓約書」(様式1)を提出し、あらかじめ承認を受けなければなりません。

##### ② 契約履行実績証明書(様式2)

入札参加業者は、様式1にて競争入札参加確認申請書兼誓約書を行った物品(電気)の納入実績を上記3(5)にもとづき提出してください。

実績証明書には実績に記載した契約書(写し)を添付してください。なお、契約額部分については消すことも認めます。

##### ③及び④の各種書類

上記③、④(様式任意)に該当する書類を競争入札参加確認申請書兼誓約書に添付して提出してください。

※ 上記の様式は、仕様書等の交付期間に閲覧場所において交付または西和医療センターホームページからダウンロードすることも可能です。

##### (イ) 提出先担当部署

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1-14-16

奈良県西和医療センター 総務課 施設係

(ウ) (ア)の提出書類に基づき4の規定に該当すると認められ、規定を満たす者を入札参加者とします。

入札参加の可否については、下記により通知します。

通知日時 平成30年12月7日(金)午後5時頃まで

通知方法 FAXにより通知します。

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書等の交付場所・期間及び問い合わせ先

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1-14-16

奈良県西和医療センター 総務課 施設係

電 話 0745-32-0505 (代表)

FAX 0745-32-0559

入札説明書等の交付期間は、公告日から平成30年11月22日(木)までの間(土日祝は除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明会の日時及び場所

実施しません。

(3) 入札説明書、入札仕様書及び各種様式等の公開期間

入札説明書、入札仕様書及び各種様式等は、下記公開期間中に下記公開場所からダウンロードすることも可能です。

公開期間：告示日から平成30年11月22日(木)

公開場所：奈良県西和医療センターホームページ (<http://seiwa-mc.jp/>)

(4) 入札説明書、仕様書等に関する質問

入札説明書、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、別紙様式3「質問書」により上記(1)へ電子メールにより行ってください。質問提出は、この入札に参加する意思を有する者に限ります。

なお、質問書を送信した際は、必ず電話により質問書到着の確認連絡を行ってください。受付期間以外の質疑応答、電話または口頭による個別の対応は行いません。

質問受付日：平成30年11月27日(火)

午前10時から午前11時の間

質問の回答：平成30年11月30日(金)に奈良県西和医療センターホームページに掲載します。(予定)

なお、質問の回答は、本公告等の追加または修正とみなします。

(5) 開札の日時及び場所

平成30年12月19日(水) 午後2時00分

奈良県西和医療センター 事務棟1階小会議室

(6) 入札保証金

免除します。

(7) 入札方法等

① 入札書の提出は郵送(簡易書留)に限ります。入札書は二重封筒とし、外封筒の表面に「奈良県西和医療センターで使用する電気に係る入札書在中」と朱書きし、裏面に差出人(入札者)の住所、会社名及び代表者名を記載してください。また、中封筒に入札書(別紙様式4)と積算根拠資料(任意様式)を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県西和医療センター院長宛ての親展として、平成30年12月18日(火)16時まで5の(1)に定める場所に到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行いますので、入札書は、初度(1回目)の入札に係る入札書と再入札(2回目)に係る入札書の郵便による差し出しを認めるものとします。

② 初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書(又は再度入札辞退を含む。)を別々の内封筒に封印し、内封筒の表面に「件名 西和医療センターで使用する電気(初度入札)」及び「件名 西和医療センターで使用する電気(再度入札(又は再度入札辞退))」とそれぞれ記載してください。初度及び再度入札に係る内封筒を、1通の外封筒で郵送してもかまいません。

③ 再入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書(1通の場合)のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。

④ 封印された内封筒に初度又は再度の区別の記載がないとき、又はそれぞれの入札書が1

通の内封筒に封印されていたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不要となった場合は返却いたしません。

- ⑤ 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価 力率割引含む。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当センターが提示する資料(仕様書別紙「月別予定使用電力量および使用電力量(実績値)」)を参考に算出した総価を入札金額とします。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札においては加算しないでください。

- ⑥ 入札は、総計金額で行います。落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、年間予定使用電力量については、使用電力量を保障するものではありません。

- ⑦ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- ⑧ 入札執行回数は、2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度入札を行うものとします。ただし、再度入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。
- ⑨ 積算根拠資料の様式は任意とし、端数処理等の方法については指定しません。ただし、積算根拠資料合計金額（税抜き額）が入札金額と等しくなるよう留意してください。

## 7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に参加することはできません。

- (1) 公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

## 8 落札者の決定方法等

- (1) 開札は原則として入札に参加する者又はその代理人が出席(1社1名)して行うものとします。ただし、入札に参加する者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせて開札を行う場合があります。なお、立ち会わないことにより失格となることはありません。開札の立ち会いにあたっては委任状は不要です。

- (2) 当該入札にあたっては最低制限価格を設けないので、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合があります。この場合であっても、入札執行回数は初度(1回目)を含め、2回を限度とします。

- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

ただし、くじ対象に係る入札に参加する者またはその代理人の立ち会がないときは、入札執行事務に関係ない職員が代わりにくじを引きます。

- (4) 再度の入札をしても落札者がいないときは、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第23条第1項(5)の規定に基づき2回の入札を通じて最低の価格を持って有効な入札をした者と随意契約に移行する場合があります。
- (5) 落札者となるべき者が入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を持って入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するため当該落札者の決定を保留する場合があります。

## 9 契約書作成の要否等

- (1) 契約書作成を要します。

契約書は2部作成し、地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県西和医療センターおよび落札者が、各自1部保有するものとします。契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。

- (2) 落札者は、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第25条第1項の規定に基づき、落札の日から5日以内（特別の理由により必要があると認められるときは指定する日まで）に契約を締結するものとします。

従って、下記で示す契約保証金については、この期日までに指定する方法により納付してください。

- (3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条第1項ただし書各号に該当するものであるときは、免除します。

- (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

## 10 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。また、入札者の連合の疑い、不正不穏な行動をなすことにより、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

## 11 注意事項

- (1) 当該入札に関する事務を担当する部署（発注課）は次のとおりです。

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1-14-16

奈良県西和医療センター 総務課施設係

電話 0745-32-0505（代表）

FAX 0745-32-0559

- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が上記3の(1)から(6)のいずれかの参加資格要件をみたさなくなったときは契約を締結しません。

- (3) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。

## 12 交付書類

(1) 入札説明書 (1部)

- ① 競争入札参加確認申請書兼誓約書…………… 様式1
- ② 契約履行実績証明書…………… 様式2
- ③ 質問書…………… 様式3
- ④ 入札書…………… 様式4
- ⑤ 積算根拠資料…………… 任意様式
- ⑤ 入札書記載例…………… 別添

(2) 仕様書(1部)

仕様書(別紙)

13 日程

この入札に関する日程は次のとおりです。

一般競争入札の公告日	平成30年11月 1日(木)
入札説明書、仕様書等交付期間	平成30年11月 1日(木)～平成30年11月22日(木)
入札説明会	実施しません
質問の受付期間	平成30年11月27日(火)の10:00～11:00の間
質問の回答日	平成30年11月30日(金)
競争入札参加資格確認申請書等の提出期間	平成30年11月 1日(木)～平成30年12月 5日(水)
入札参加資格審査結果通知日	平成30年12月 7日(金)
入札 郵送締切日	平成30年12月18日(火)
開札日	平成30年12月19日(水)
履行準備期間	平成30年12月19日(水)～平成31年 3月31日(日)
契約(供給)開始日	平成31年 4月 1日(月)

## 地方独立行政法人奈良県立病院機構 契約規程(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第4条 契約責任者(会計規程第45条第2項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。)は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を競争に参加させることができない。

2 契約責任者は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときはその者について、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 会計規程第47条第1項及び第2項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

(6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 契約責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

4 前項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査については、別に定める。

(一般競争入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 契約責任者の定める入札条件に違反した入札

(2) 入札書に記名押印を欠く入札

(3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(4) 同一入札者がなした二以上の入札

(5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第20条 第4条の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

(随意契約)

第23条 会計規程第40条第1項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

(2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(6) 落札者が契約を締結しないとき。

(略)

(契約書等)

第25条 落札者又は随意契約の通知を受けた者は、次条第1項の規定により契約書の作成を省略する場合を除き、落札の日又は随意契約の通知を受けた日から5日以内(契約責任者が特別の理由により必要があると認めるときは契約責任者の指定する日まで)に契約責任者とともに契約書を作成し、これに記名押印しなければならない。

2 落札者は、正当な理由がないのに前項の期間内に契約書に記名押印しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(略)

(契約保証金)

第27条 契約者は、契約締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約者が、次の各号の一に該当する者であるときは、契約責任者は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

(1) 保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

(2) 法人と保険会社が締結した工事履行保証契約に係る保証を当該保険会社に委託した者

(3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保を提供した者

(4) 物品を売り払う場合において売払代金を即納する者

(5) 第4条第4項又は第20条の規定により定められた資格を有する者で、過去2年間に国、地方公共団体又は独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの

(6) 随意契約を締結する場合において、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

(略)

(契約に係る損害賠償)

第32条 契約責任者が次条第1項の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、法人に帰属するものとする。

2 前項の場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額(契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を

控除した額)を損害賠償金として納付しなければならない。

3 契約者が次条第1項第1号に該当する場合には、契約責任者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10に相当する金額を損害賠償金として納付しなければならない。ただし、法人に損害が生じない場合において契約責任者が特に認めるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第33条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

(1) 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。

(2) 契約者がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。

(4) 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。

(5) 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。

(6) 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。



- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律 第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 2 契約責任者は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終らない間において特に必要があるときは、契約を解除することができる。